

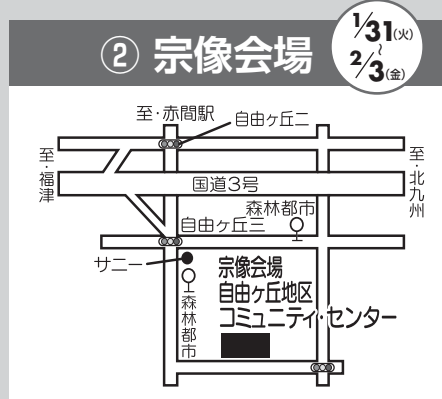
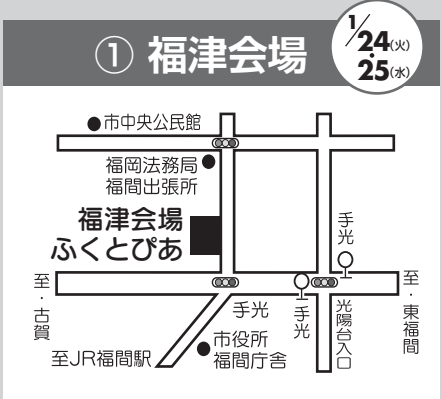
市県民税申告 所得税の確定申告は 正しくお早めに

還付申告は
「ふくとぴあ」会場
が便利です

毎年還付（税が返金）に
なっている人は、還付申告
センターへお越しください。
税務署職員・税理士が受け付
けます。早い時期の申告なの
で還付金の振込も早くなり
ます。
※還付申告の際には源泉徴
収票や領収証・証明書・印鑑
などが必要です。

申告会場・受付時間

- 申告会場・受付期間
- ① 福津会場 ふくとぴあ健
康プラザ
1月24日（火）・25日（水）
- ② 宗像会場 自由ヶ丘地区コ
ミュニティセンター（宗像市）
1月31日（火）～2月3日（金）
- 受付時間
午前9時～午前11時半、
午後1時～午後3時



※還付申告センターでは、事
業などの収入がある人、土地・
建物・株式を譲渡した人、贈与・
相続の相談は受けておりませ
んのでご注意ください。

問い合わせ先
香椎税務署
個人課税第1部門
☎092・661・1031

確定申告が必要な人とは？

- 土地・建物や株式を売った人、
配当や先物取引があった人、
これらの損失を繰り越す人
- 市役所ではこれらの相談を受け付
けておりませんので、**税務署に直接申
告してください。**
- また、青色申告・贈与税・相続税・
消費税の相談も税務署でお願いし
ます。
- 所得税は、あなた自身が所得を計
算し、税金を算出して納税する申告
納税制度を採っています。所得金額
などを正しく計算し、期限内に申告
してください。
- 所得税がかからない人でも市県民
税の申告をする必要がある場合があ
ります。市県民税の申告をしないと、
国民健康保険税や後期高齢者医療保
険料、介護保険料の正しい計算ができ
ないことがあるからです。
- 収入が遺族年金・障害年金のみで、
どなたも扶養していない人は市税
務課（☎43・8117）までご連絡
ください。
- 生命保険の満期などのため積み
立てた金額を上回る返戻金を受け
取った人
- 住宅借入金等特別控除を受ける人
（1年目など）
- 医療費控除や雑損控除、寄附金控除
など、年末調整ではできない所得
控除の追加をする人
- 土地・建物などを売却した人や、株
式の売買、株式などの配当収入があ
る人（ただし税務署での申告にな
ります）

申告するとき必要なものは？

申告に際しては次のようなものが
必要です。忘れた場合、申告を受け付

けられないことがあります。

● 印鑑（認印可）

● 申告書が送られてきた人は、その
申告書

● 給与、年金のある人は、源泉徴収票
（源泉徴収票記載の住所と現住所が
異なる場合は、住民票が必要です）
● そのほかの収入がある人は、収入・
経費が分かる書類

● 生命保険料控除や地震保険料控除、
旧長期損害保険料控除のある人は、
保険会社などが発行した証明書

● 社会保険料控除のある人は、国民
健康保険税や任意継続保険料、国民
年金保険料、介護保険料などの領収
書または証明書

● 本人または扶養親族が障害者控除
に該当する場合は、身体障害者手
帳、療育手帳および精神障害者保
健福祉手帳、障害者控除対象者認
定書

● 医療費控除を受ける人は、支払った医
療費の領収書（市の国保などの健康保
険組合が発行している医療費のお知
らせは不可）と健康保険や生命保険な
どで補てんされる金額が分かるもの
（事前に合計しておいてください）。

● 住宅借入金等特別控除を受ける人
は、その必要書類
● 雑損控除を受ける人は、被害の内
容を証明する書類
● 申告者名義の金融機関の口座番号
（所得税還付の場合のみ）

市役所での申告の受付

★申告受付期間

2月1日（水）～3月15日（木）
※土日曜日、祝日は除きます。

○受付時間

午前9時～午前11時半、
午後1時～午後4時

○受付会場

市役所福岡庁舎2階 大会議室
市役所津屋崎庁舎3階 301
会議室

○問い合わせ

市税務課（福岡庁舎）
☎43・8117

★税務署職員による申告相談

次の日程で税務署員による申
告相談を行います。

ただし、土地・建物、株式譲渡、
配当所得などの申告については、
相談を受け付けておりませんの
で、直接税務署へ申告してくだ
さい。

○会場

市役所福岡庁舎2階大会議室

○期間

2月29日（水）～3月2日（金）

○時間

午前9時～午前11時半、
午後1時～午後4時

★確定申告期間中にお
ける香椎税務署での
日曜日の申告相談日
（市役所では行ってい
りません）

○期日

2月19日（日）、2月26日（日）

○受付時間

午前9時～午後5時

※香椎税務署では、確定申告相
談会場（仮設会場）を2月1日
（水）から開設します。駐車場は
利用できませんので、公共交通
機関をご利用ください。

○問い合わせ

香椎税務署
〒813-8681

福岡市東区千早6の2の1
☎092・661・1031

郵送でも受け付けます

所得税の申告書を自分で記入した
人は、税務署に郵送で提出すること
ができます。